

「第 15 回高知県南海地震条例づくり検討会」

平成 19 年 9 月 21 日（金）

計 12 名の委員、事務局、報道等傍聴者

（事務局）

ただいまより第 15 回高知県南海地震条例づくり検討会を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところご出席いただきましてまことにありがとうございます。

最初に本日の配布資料についてご確認させていただきます。次第の裏側にございます資料一覧をご覧ください。資料につきましても、会の次第の右上にナンバーを付けました、資料 1 から資料 4 を事前にお配りして頂いております。資料 3 の別紙、条例での語尾の使い方の資料が抜けておりましたので、本日追加でお配りさせて頂いております。まずは、資料 1 でございますけれども、骨子案に対する条例への対応についての一覧でございます。前回の検討会で頂いた意見等に対します対応案の資料になっております。A4 でページ 1 から 4 でございます。次に資料 2 でございますけれども、条例の骨子案でパブリックコメントにおきました骨子案を基にパブリックコメント等のご意見を踏まえまして、修正数か所見え消しとして、記載しております。13 ページの資料でございます。次に資料 3 でございますけれども、条例案の作成に当たっての主な修正点と言う事で A4 で 5 ページになっております。次に資料 4 でございます。これが、条例案でございます。骨子と条例案が対比出来るように資料を作成してございます。22 ページになっております。抜けている資料がございましたら、お知らせ願いたいと思います。

それでは、会議に移らせて頂きます。本日ご欠席の委員は、半田・久松・藤原・土居委員の 4 名の委員が欠席でございます。小野委員も少し遅れてまいります。委員 12 名のうち現在 7 名の方が出席して頂いております。委員の過半数の出席が認められますので、設置要綱第 5 条第 2 項の規定によりまして本検討会が、成立していることをご報告させていただきます。

それでは続きまして議事に入ります。検討会設置要綱第 5 条で会議は会長が、議長になると定められておりますので、岡村会長に検討会の進行をお願いしたいと思います。

それでは、岡村会長よろしく申し上げます。

（岡村会長）

ありがとうございます。本日もよろしく申し上げます。先週、私、インドネシアの調査から帰って来たのですが、翌日、マグニチュード 8.3 の地震がスマトラ島の中部で起きまして、私の調査地域はバリ島の南の方だったので、海岸でもなかったんですけど、もちろん揺れはありませんでした。2000 キロも離れていますので。ただ最後に現地の国立大学で日本の大学の衛星中継の講義と言うのをやってきたんですけども、一時間話をしたら一時間質問が立て続けにありまして、南海地震の話しかしなかったんですけども、ものすごくやはり皆さん、恐怖感を持っておられて、特に津波に対して非常に。ただ質問の中身はまだ二つしか津波計がついていないけど、これじゃ駄目だみたいな話がでてきたり、ちょっと頓珍漢っていうか、だからそれはもう整理して、そういう話じゃないんだと。貴方達が揺れを感じたら逃げてくださいという、それが一番大事だと繰り返し言ったんですがハードな問題ではないと、まだまだ教育と言うのは十分には浸透を大学ですけども、浸透していないと言う感じがしました。ただ非常に関心は高く、今回も今のところですけども、地震で亡くなった方 700 名くらいなんですけども幸い津波では直接、1 メートルくらいの津波なんでマグニチュードが大きい割には低かったんですね。

最大でも 1 メートルくらいですから。ですけど殆ど津波が来る時には皆さん、高い所に逃げているということで一昨年のスマトラ島の地震津波が非常に大きな教訓になっていて、今のところ 1 人の人も津波で亡くなっていない。結果的にはですね、教訓になっているというところがあると思うので、不

幸中の幸이었다と。

今日は、前回 2 回もこれまで、会議の残りの部分ということになります。今日二つの議題について検討したいと言う風に思います。一つ目は、前回の検討会で検討頂きました骨子案に対する意見等への対応に関しまして残りの部分を検討する。二つ目は骨子案を基に作成されました条例案そのものについての検討です。条例案につきましては 10 月の 19 日からパブリックコメント手続きに入ることになっております。検討会としては今回と次回、後でまたご案内するんですけども、二回でパブリックコメントにかかる条例案をまとめる必要がございますのでご協力をお願いしたいと言う風に思います。

それではまず、議題 1、条例骨子案への意見に対する検討を行います。事務局の方から説明をお願い致します。

(事務局)

条例の骨子案に対する意見の検討についてご説明をさせていただきます。資料の 1 をご覧下さい。骨子案につきましては県民の方と県議会の総務委員会の方から 80 の項目のご意見を頂き、その対応案につきましては第 13 回と第 14 回の検討会の方でご検討を頂いております。この資料 1 につきましては前回の検討会で頂いたご意見とその後事務局の調整等によって見直しが必要になったものについて 80 項目から抜き出して作成をしたものです。本日はこの対応案についてご検討頂く事になりますが、了承頂いた内容につきましては前回の検討会でお配りさせていただきました 80 項目の意見に対する対応案に反映させて頂き、骨子案に対する県民からのご意見の返事として県のホームページに載せる予定をしております。

それでは資料 1 についてご説明をさせていただきます。まず、ナンバー 1 になります。前回の検討会の資料の方では、ナンバー 7 のご意見になります。県民からのご意見の内容としては、県の条例に市町村の責務を規定出来るよう、地方自治法の規定を除外する特別措置法ができないかというものです。このご意見の対応案としましては、憲法第 94 条の規定から対応出来ない旨のお答えをしておりましたが、前回の検討会においては、地方の分権の観点から書くことが必要ではないかというご意見が出されております。このため下線の部分になりますが、地方自治法が基本とする考え方としては、都道府県と市町村との関係は、上下関係や命令監督関係ではなく、対等・協力の関係です。よって、県の条例で、市町村の責務を負わせたり、基本的に新たな事務を生み出すことは記載できませんと言う風に修正をさせて頂いているところです。

次にナンバー 2 になります。前回の検討会の資料では、ナンバー 13 でのご意見になります。ご意見の内容としては、高知市などの地盤が悪い地域にマンションなどの建築物を建てる場合には、建築基準法より厳しい耐震基準を条例で設定する必要があるのではないかとするものです。このご意見への対応案としまして、建築基準法における考え方を示しておりましたが、前回の検討会では、条例としてどう考えているかと言う事を説明をする事が必要ではないかというご意見が出されました。このため下線の部分になりますが、この条例は、そのことを前提に作成していますので、新たな耐震基準を設けると言う考えに立っていませんと言う風にご返事を追加したいと考えております。

次にナンバー 3 になります。前回の検討会の資料では、ナンバー 19 でのご意見になります。ご意見の内容では、緊急避難として住民方が、ガス管の弁を締めてガスを止められるように条文を入れてほしいというものです。このご意見への対応案については、事業者の方にお聞きをし、対応を確認して頂いておりますが、庁内の調整の中であえて、特定の事業者名を出す必要はないのではないかという意見がありましたので、下線の部分になりますが、県内の都市ガス事業者と言う風に修正をしたいと考えております。

次に 2 ページになります。ナンバー 4 ですが、前回の検討会の資料では、ナンバー 73 でのご意見になります。ご意見の内容については、事業者が、地震発生後に事業を継続するよう努力を求めると言う事は、努力をすることは当然のことで、あえて事業者の責務に規定する必要があるのかといったご意見があります。このご意見を踏まえまして、前回の検討会においては、事業者における地震発生後

の対応の方からこの事業継続というのを削除することとしております。しかしその後庁内において事業を継続するために事前の対策を行っていても、想定できない事態が発生して、事業を継続することが困難な状況になることは、過去の震災の事例をみても、明らかである。事業者の最も重要な責務は、事業を継続することにあるため、地震発生後においても、事業者に対して事業継続することを求めることは、重要ではないかと言う意見がありました。この為再度議論をし、事業者の責務における事業継続についての考え方を整理をしております。その考え方としましては、右に対応案にありますように、事業者が、地震発生後も事業を継続するためには、何よりも事前の備えが重要ですが、雇用や地域経済への影響を最小限に抑えるためにも、地震が発生したときには、事業活動に不可欠な機能を回復するために必要な措置をとると言う事が重要と言う風な考え方にたつて事業継続の事を規定する事にしております。ただ地震発生後の事を規定する第2項の方で事業継続という直接的な表現を使わずに、事業活動に不可欠な機能を回復するために必要な措置をとるように努めなければいけませんと言う風に若干表現を変えております。

次にナンバー5になります。前回の検討会の資料では、ナンバー74でのご意見になります。ご意見の内容につきましては、基本理念と同様に県の責務でも、ハード対策について規定する必要があるのではないかといいたご意見です。前回の検討会でも県の責務にハード対策を規定する事については、問題はないのではないかといいたご意見や、又、全てのハード対策が県の方でできているわけではないので、規定するにあたっては、誤解のないように表現することが必要ではないかという風なご意見が出されたと思います。県の責務に、ハード対策を規定する事につきましては、この条例の基本的な構成という事になりますが、第1章の総則に、条例の全体にかかる基本理念や基本理念を実現するための各主体（県民、事業者、県）そういった主体の基本的な責務などを明記し、具体に取り組む中身については、第2章以降に規定する構成としております。このため基本理念につきましては、県の役割として自助・共助の取組みを支援する事にあわせて、県民、事業者等では出来ない対策を県自らが行うと言う事を規定をし社会基盤の整備等については、その例として挙げているものです。次に県の取り組む対策については、ソフトやハード、予防から復興まで広範多岐に渡りますので、県の責務の方では組織とその機能のすべてをあげて、南海地震対策を計画的に推進していくという基本的な方向付けを規定しております。ハード対策など具体の取組については、第2章以降に規定することにしたいと言う風に考えております。

次に3ページをご覧ください。ナンバー6になります。前回の検討会の資料では、ナンバー78でのご意見になります。ご意見の内容は、災害時要援護者の把握に関して支援者が行う事をまず先に規定すべきではないかという風なものです。前回の検討会では、災害時要援護者については、支援者側からの支援の仕組みが先にないと、現実的には、災害時要援護者側からは支援を求める先も分からないため、この第9章第2節第6の1と2の順番を入れかえても支障がないのではないかという意見が出されたところです。このためこのご意見に対する考え方につきましては、この対応案にありますように、災害時要援護者は、自ら努力することが大切で、その意識を持つことが重要である事から、まず災害時要援護者側から必要な情報を提供することを規定しましたが、現実としてはそういった社会環境がまだ整っていないという意見を踏まえて、支援者側からの規定となるよう、第6章の1と2を入れ替えて修正をしたいと言う風に考えております。併せて、第6の見出しにつきましては、前回の検討会でのご意見を踏まえまして、「災害時要援護者の把握と個人情報の適正な取扱い」と修正をしたいと考えております。

次にナンバー7をご覧ください。前回の検討会の資料では、ナンバー79でのご意見になります。ご意見の内容としては、難病患者の方など、地域の防災活動に参加できない人は、災害時要援護者の家族が地域の防災活動に参加することになるのではないかというものです。ここはあわせて資料2の方も見て頂きたいんですが、資料2の12ページの第6の2になります。こちらを併せてご覧ください。ここにありますように、前回の検討会では、災害時要援護者やその家族はと言う風に修正案をお示しさせて頂いておりました。検討会での意見の中で家族という言葉ではなく、災害時要援護者との関係でも

っと広がりをもった言葉にすべきではないかというご意見が出されておりました。これにつきましては、資料 1 のナンバー 7 の対応案にありますように、一人暮らしの寝たきりの方で、家族がいない方については、介護者や近所の方が本人や家族にかわって、地域の防災活動等に参加したり、支援に必要な情報などを支援者に提供することも考えられると思いますが、こうした協力については、共助の意志によるもので、支援ネットワークを構成する支援者としての立場と重なることから、条例では、災害時要援護者側からの求めは、災害時要援護者とその家族の範囲で規定をしたいと言う風に考えております。

資料 1 の 4 ページになります。ナンバー 8 についてですが、その他の意見として前回の検討会で条例では、市町村の役割が弱いように感じるため、「県は、市町村が本条例に基づき、積極的に南海地震対策に取り組むことを求めていく」といった趣旨の内容が規定できないかというご意見が出されております。これにつきましては、対応案にありますように、条例に、県の立場から、市町村に求めることを規定するといったことは可能ですが、その場合には、求めるに当たって可能な支援なども考え、何をどのように求めるかを、具体的に規定する必要がありますので、南海地震対策に取り組むよう求めるといったように、総論で規定することは適当でないと言う風に考えております。県の責務にありますように、第 1 章第 6 の 1 の方では、県は、組織と機能のすべてをあげ、市町村、国等の防災関係機関と密接に連携しながら、南海地震対策を計画的に推進していくことを規定しておりますので、市町村に積極的に南海地震に取り組んでいただくことは、この規定の中に反映されているものと考えていますので、このままの表現としたいと考えております。

最後に、ナンバー 9 になります。あわせまして資料 2 になりますが、資料 2 の 12 ページの第 5 の 3 をご覧頂きたいですが、前回の検討会では、「災害時要援護者の特性に配慮した」という言葉、表現について、この特性の前に、言葉がないと、意味することが伝わらないのではないかというご意見が出されております。これにつきましては、「災害時要援護者の特性」の具体を例示すると言う事になれば、この資料 1 の 9 の対応案にありますように、「災害時要援護者の情報の受発信、移動又は適切な判断の困難性、薬剤使用又は医療処置の必要性等の特性に配慮した」というように非常に長くなってしまいます。内閣府の災害時要援護者の避難対策に関する検討会の報告書などでも、「災害時要援護者の特性」という表現が使われているため、このままの表現としたいと考えております。

資料 1 についての事務局からの説明は以上です。

(岡村会長)

はい、今 9 件の一括説明をして頂きました。ご意見がありましたら、お願い致します。何かございませんでしょうか。特にご意見がないようでしたら、現在の案のとおり承認すると言う事にしたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。上田委員お願い致します。

(上田委員)

今の説明で十分理解しているんですが、全体に非常にきれいに骨子案にまとまっている訳ですけども、なんとしてもこの南海地震から命を救うという県の強い意気込みをどっかでやはり最初に出る方がいい、出なくてはいけないじゃないかと言う思いがずーとしておりまして、例えば、先ほどお話に出ておりましたが、第 6 章の第 1 の 1 で県の責務のような事がでております。この場合の文言で、「この場合において、より多くの人命を救う活動を優先的に行います。」と最後に出てくる訳ですよね。条例の県の意気込み、強い気持ちを、例えば、一行目県は、「地震が発生したときは、より多くの人命を救う活動を最優先に行います」とかです、先にやはりこれは持ってきた方が条例としての意義も大きくなると思います。その後、例えば「その場合において県は特に防災関係機関等と連携して・・・」と言う風に、この辺をちょっと入れ替えた方が、県の条例にかける熱意、或いは、この委員会の熱意と言うものが伝わるのではないかという気が致します。

(事務局)

こちらの方で応急活動の先程の上田委員のおっしゃった優先にしますということ、何故後ろになっているかと言うと、それぞれここに書いた事項が応急活動が列記されております。そう言う時に、救出をしたり、人を搬送したりとか、第六章の第一の1ですが、人命の救助、医療救護活動、消火活動、避難上の設置等運営、被災者への食料と飲料水の供給等、という事を県が行う応急活動の例示として書いておりますが、その中でも例えば、被災者のための避難所の設置と運営と人命の救助とどちらを優先するのかと言う風になると、もちろん人命の救助、時間との戦いだと言う風に土居委員もおっしゃっていたので、人命を救う活動を多分するであろうと、また、消火活動にしてもいろんな火災が起こりますが、より多くの方の人命に関わるところを優先していったりなど応急活動、例えばの例です。そういうところが避難者の食料と飲料水というところも個々人で備蓄もされているのだから、そういうものももちろんするけれども、人の人命を救う活動の方を優先させてもらいます。優先させてもらいますという言葉、そういう但し書きのようなのはここにも書いてある事の役目だった訳です。県の意気込みというのはこの応急活動の中でも、こういう優先順位でやるよと、但し書きで書いてある場所とかではなくて、むしろ総則かもしくはまた条例を作る意気込みの全文とか、骨子案ではそう言った部分はありませんでしたが、条例ではそういう部分がありますので、そちらのほうで調整すべき中身ではないかと思えます。今ここで書いてあるこの順番には別の役割があつてこれを書いてあるので前後にすると、当初の意図がちょっとねじれるのでその部分は気になります。

(上田委員)

意味は分かりました。条例の骨子案全体を通じてこういう意味で、例えば市町村に対する県の強い意志もやはりその法的な問題とか、県と市町村の立場とか考えると何となく平面的になってしまう、法的に言えばもちろん妥当な表現ではあるんでしょうけれども、意気込みがなんか和らいでしまうというような印象がありますんでやはり私が先ほど申しましたように県の強い意志をもちろんその前文でもいいのですが、はっきりとしたメッセージのような形で書くのがいいんじゃないか、人命を救うという強い意思表示がどっかにあつてその後ずっといろんな制約の中で、骨子案になろうかと思うのですが、それが何か克服できないものでしょうか。という、そういう感じがしております。

(事務局)

人命を救うと言う事で、地震発生後の対策については、県の方も防災関係機関と連携をしながら様々な対策を強化していくという事が重要だと思います。ただ、そのもとにあるのはいかに被害を少なくするのかって言う風な事になろうかと思えます。そういう意味では県民、或いは事業者、自主防災組織の事前の備え取組み、というのは非常に重要になって来るのかなとあんまりこう、前の方で県は人命を救います、というメッセージ性を強くしてしまうと、そういった被害を軽減するための県民、事業者、地域の取組みという部分が若干その重要性が薄れてしまいはしないかというところも危惧するところです。最終的には人命を救う部分はその防災関係機関それから医療機関などと連携をしながらやっていくということなんですけど、土居委員から以前発言があつたと思えますけど、医療機関は本当に機能するのかという問題もあると言う事で、最大限の努力はするそれから努力できるように事前に取り組んでいくと言う事なんですけど、事前の被害軽減が十分でなければそこはどうしても限界があるのではないかと、その為に事前の取組みをしっかりとお願いしたいと言う風な事ですから、そこを最初の方で県は何としても人命を救います、という風なことを書くと言うのは若干どうなのかなという気持ちも私個人としては感じています。

抽象的な意気込みを書くと言うよりも、その意気込みに基づいて、どう言う事を県はすべきだと言う事、例えば具体におっしゃって頂ければ各論とかで書けるのではないかと思えます。そういう議論をちょっとそういう基本に基づいて具体的にこうするという風な事をなんかご提案とか頂けたらと思えます。例えば市町村に対しては日頃どうしているかと言うと、平成 17 年から市町村課題検討会とい

うのを市町村の持っている課題について県も入って一緒に悩みながら各テーマテーマについて議論した結果、報告書を出して市町村によっては取組み度合いにばらつきがありますので、それを見ながらでもって前に向いて一つ一つの課題を皆のものとして前に進めて行くという施策などを日頃からやっています。そういう部分についても今後もやっていくと思いますが、それが市町村と密接な連携を取っていくという県の組織をあげての組織の全てを挙げて、南海地震対策を進めていくと言う県の責務の一項にそういう意気込みは書いて、具体的にはそういうことなども含みますので抜けている訳ではないです。例えば具体的にそういう事をもっとするかですね、なんかその意気込みを持って、こうすればそれが具体化するのでも市町村に求めている事になるとかですね、そういう部分のアイデアとかをご議論いただけたら条例に各論の施策として反映できるかと思いますが。

(岡村会長)

はい、ありがとうございます。上田委員いかがでしょうか。次回と言うのは好きではないので、そういう事は、したくないんですけど。

(上田委員)

ひとつの考え方としてとらえて貰ったら、それで構いません。

(岡村会長)

今言われたように、県下でもかなり自主防災組織、特に津波の来るところを優先してと言う事で、安芸とか田野とかになるわけですが、その中でも、もちろん意識の高いところと低いところがあります。県下でも市町村によって意識の高いところと低いところがたくさんあります。そういうところをご説明頂いたように具体的にレベルがアップして行くところにどれほど何をするかということにご尽力を今後ともいただければと思っております。なお、後でまた何か出てきましたら、また具体的にご指摘頂ければと思います。

(青木委員)

最初の頃に、何をこの条例が守るのかという時に、ずーっと命を守る事が前面に出て来ていました。南海地震によって発生する災害に対しては、一応命、身体、財産と言う事が並列されたんですが、それを書き分けて区別して、命をとりわけ大事にするんだと言う事にして、趣旨若しくは一章の中の趣旨かないしは3の基本理念に書くのか、私の理解では要するに2章以下の各論のところの守るところをほとんど命に集約したと言う事で、そういう意味が表に出たのかなという理解をしていました。それを言葉の上で明示的に条文の上で表すとすれば、さっきの繰り返しですけど災害で受けるであろう被害の生命、身体、財産の並んでる物と、後は応急、復旧、復興の中で何を大事にして行くのかというものを優先順位をつけると言う事を趣旨の中で一項、この条例の特別な重点目的というのを書き加えるか、基本理念に書き足す事は、可能は可能だと思います。生命のところを優先していいのかと言う位してる部分と言うか、見えるのは見えると思います。

(上田委員)

県の責務の中でなくてもいいですが、もともとこの条例の原点は、この条例を順守すれば必ず命が助かる或いは救う事が出来る、そういう位置づけですよね。だから強い命を救うというメッセージ性を、確かに各章で出ている訳ですけども、表題、項目として出ている訳ですけども、生命、身体、財産を守ると言う事は出てるんですけども、ここに何か工夫が出来ないかなと思ったんです。どうしても、僕も官庁におりましたんで、いろんな制約の中でどうしても平板になってしまいますよね。いろんな要素を盛り込んでいくとそうになってしまうんですが、県民本位の委員会の条例と言う意味を考えれば、どっかにあっていいんじゃないかなという気はするんですよね。とりわけ命を救うという

事は、今頃言って申し訳ないです。各章の中の項目との整合性もありますんでちょっと時間的にも難しい事かも分かりませんが、そういう考えを述べさせていただきます。

(岡村会長)

私の方から質問ですが、パブリックコメント、これから手続きに入るんですけど、次回やったら後で入るんですが、その時の修正というか、全体の構成みたいなものは大きくはかえられない、あるものを提示してパブリックコメントを書く訳ですから、書類としてはあげるわけですよね。

(事務局)

そうですね、県民の方にこれが条例案ですよと言う事でお示しをしてご意見を頂くと言う事ですから、基本的なものについては、あまり検討会とかですら県の方から後で変えると言うのはあまりないような形にして行きたい。ただどうしてもやはりそういう事が出てきた場合には止むを得ないのかなと言う風に思っています。いま議論をして整理が出来るのであれば、パブリックコメントの前に整理をして県民の方にこれが条例案ですよと言う事でお示しをしたいと思います。先ほどいろいろご意見を頂いているところなんですけど、また持ち帰って検討させて頂きたいと思いますが、趣旨に入れる或いは基本理念に入れる事も技術的には可能だと言う事になるって言う事も、助言も頂いたところなんですけど、全体の構成との全体に対する影響というのも出て来るのかもしれない。あと本日前文の方もお示しをさせて頂いておりますので、そうした中でもう少し強く書くと言う方法もあるのかなと言う風に考えておりますので、ちょっとここは持ち帰って検討させて頂きたいと思います。

(岡村会長)

はい、議論があるようですので、ここで皆さん納得というわけにはなかなかいかないと思います。そしたら再度検討すると言う事で行きたいと思います。どうもありがとうございます。次に進ませて頂きます。次は、議題の 2 条例案に関する検討を行います。条例の名称に関する修正案が出ていますので説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

条例の名称について説明をさせていただきます。資料 3 の方をご覧頂きたいと思います。資料 3、条例案の作成に当たっての主な修正事項等についてと言う事で資料作らせて頂いてるんですが、1 の条例の名称についてと言うところなんですけど、骨子案の方では、条例の名称は、高知県南海地震に強い地域社会づくり条例と言う風にしておりましたが、条例の名称については、この第一章の趣旨にありますように、第一章では南海地震による災害から県民の生命、身体、及び財産を守る事を目的にと言う風に規定をしてるんですが、これとの整合性を図る必要がございます。また地震と言う現象に強いという事ではなく、地震による災害に強いという方が正確で分かり易い表現でないかと言う風に考えますので、条例の名称については、高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例と言う風に修正をしてはどうかと言う風に考えております。

事務局の説明は以上です。

(岡村会長)

はい、ただいまの条例の名称についてご意見がありましたらお願い致します。前回までに、長ずるとかいろんな話があったんですが、実際に使う場合には、高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（通称 南海地震条例）と言うような感じになるんでしょうね。きっと以下そのような表現でと言うような感じに文章的にはなると思うんですけど。

(青木委員)

どうもしっくりいかないなあという感じを持ちます。語呂というかそういうので言うと、漢字をずらずら並べるよりかはこういう風になると意見が出て決まった訳ですが、どこで何となくしっくりいかないのかなあというのを考えてはみえています。なかなか代案があるわけじゃないので「に」と「に」が繋がっているのが何となくおかしいのか、それとも説明の「づくり」というのと「による災害」というのが原因となんとなく繋がっている事が違和感なのか、それとも高知県でついているわけだからもう災害に強い社会、地域社会作り条例色々この中の範囲でもう少し短くどれとどれが繋がっているのかとずるずるといっているという感じだなあというのがあるということぐらいです。印象で言うと、代案があるわけじゃないので声を出した時に何となくしまった感じのものではどうせ長くするならもっと長くしたらと思います。そのような印象です。

(上田委員)

高知県と言うのは必ずいるんですか。高知県の条例には南海地震で分るような気がするんですけど、形式的に高知県とどうしてもつけないといけないのでしょうかね。

(事務局)

法務課で確認しましたところ、原則つけて下さいということです。又、市町村で以下の地震や防災の条例を検討しようかなと議会から投げかけられているけれども、県の条例が今作られているのでまあ様子を見てと言うところ等の話もあり、どの地域で作られたのかというのが後々分かり易くした方がいいのでは、又、南海地震は和歌山や徳島、他のところでも影響ありますので、どこの県域の話だろうと、どこの地域でのおこり方の特性を前提に書いた条例であるのかということが分かり易く、高知県議案には高知県なんかかなんとか条例議案と言うのが出来る限りつけて欲しいと、法から直接委任された条例はまた別ですが、と言う事で確認済みです。

(西坂委員)

どこで切ってどこでどう関わっているのか、なんて言うのでしょうか。たった何文字か増えただけで何か一気に読みにくくなったという印象がありまして、読みにくい所が結局、どれも大事な言葉なんだろうが特に伝えたいものすらもよく分らなくなると思う、こういうちょっと印象がありまして、南海地震と言う言葉すらも埋もれちゃったような印象があるので何とかこれをもうちょっと整理をしたいと、私は思うんですけども、どれを取っていいとか私も代案が見つからなくてどうしていいのかわちょっと分からないです。

(岡村会長)

ここでしっくりこないというのは分るんですけども、ここでずっと時間を取っても意味があまりないと思うので、改善があまり見込めないで、これもちょっとまた皆さんからご意見があればいただきたいと。どうですか今のご意見で。色々出たところですが。これは良いという全員一致ではないですよと。

(事務局)

そうですね、やはり条例のその中身を踏まえて条例の名称を付ける必要があるということで一度上田委員の方から公募したらどうかと言うご意見も出たんですが、この内容を県民の方に公募と言う事でお願いをすると、条例の中身とは関係ないような名称が上がって来るんじゃないのかなと、という風な事があってそれはどうかなという所がありましたのでここはやはり検討会を中心にご議論を頂いて条例の名称を決めた方がいいんじゃないかということで、公募という事では今のところ考えてはなないです。そうした中で今回、南海地震による災害という風なことを入れたというのはやはり、条例の名称の作り方として趣旨と合うようにという風な事を重要視したという事ですけども、確かに長い

と、読みにくいという部分がよけい強まったという感は否めません。これについてはまだ最終決定ではないですので、正しく表現をすところではないかという風な事でご提案をさせて頂いています。ここはまた庁内でも議論があるところですし、場合によっては議会の方からのご意見というのも出て来るかとも思いますのでとりあえず、何か代案が出るまではこの案で行って、何かいい案が出れば、その段階でご議論をしてはという風なことを考えています。最終的に議案になって出ていくまでに時間があるという事ですのでそこはまだまだ検討する時間が残されているんじゃないかと思います。

(岡村会長)

はい、ありがとうございます。長いという事よりも、何に重点を置いているかというのだらだらとなっているような気もするという意見が大勢だと私は思いますけど。はい、じゃこれはもう一度考えると致しましょう。

それでは、次ですね。条例の内容を検討する前に、用語の使い方、使い分けをきちんとしておかなければいけないですけど、更に整理していただいておりますので、説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

はい、条例案作成にあたって用語の使い方、使い分けをこういった事を整理させて頂いております。資料 3 をご覧頂きたいのですが、2 の条例で使用する用語の使い方についてですが、まず(1)の語尾につきましては、この条例については、自助・共助の取組のよりどころという風に考えておりますので、県民や事業者の方が、条例に親しみが持てるよう、語尾を「です・ます」調としています。骨子案についても「です・ます」調で作成をしております。その時にも条例については、「です・ます」調でいけばという風な事のご意見を頂いているところなのですが、庁内調整の中で「です・ます」調でもいけるんじゃないかという風な事で、条例については、「です・ます」調で作成をしております。本日追加でお配りさせて頂いた別紙の方をご覧頂きたいのですが、この別紙の表については、高知県の条例で、「です・ます」調を用いて作成をしております高知県子ども条例、それから高知県男女共同参画社会づくり条例この 2 つの条例を踏まえて、どのような場合にどのような語尾を使うかといった事を整理したものです。骨子案を作成する段階でもこのルールに従って作成をしておりますので、条例については、骨子案と同じ語尾という風になっております。説明の方は割愛をさせていただきます。

資料 3 の方にお戻り下さい。次に(2)の接続詞についてですが、新たな接続詞を用いるとすると、条文の読み方を誤る恐れがございますので、従前の法令用語のルールにより、及び、並びに、又は、若しくはという接続詞を用いて条例案を作成をしております。

次に、3 の骨子案からの主な修正事項等についてですが、まず(1)の共通事項としまして、①の用語の統一にありますように、類似する用語を統一しております。「命」「生命」「身」は、「生命」に、それから「防災知識」「地震に関する知識」は、「地震防災に関する知識」に、「社会基盤」「都市基盤」という風に使っているんですが、これは「社会基盤」に統一をしております。

次に、②にありますように、用語の使い分けは適当でないものもございましたので、使用する場面を再整理し、場面に合う用語に訂正をさせて頂いております。まず、ア) なんですが、地震の発生に関して用語の使い分けについてです。表にありますように、「地震が発生したときは」というのと「地震発生時」「地震発生後」「被災後」この 4 種類を仮定条件や時間経過等の適応条件にあういずれかの語句を用いるように訂正をします。「地震が発生したときは」というものについては、使用する場面としては、仮定、条件を意味する場合で、主に、県民の方等に理解を求める場面で用いております。

「地震発生時」というのは、まさに、地震の揺れ等が発生した時点を指す場合に用いると「地震発生後」については、地震が発生した後の時間を指す場合に用いると「被災後」というのは、地震発生後の時間帯ではありますが、被災に注目した言い方をした場合に用いる。被災後の生活という風な使い方用いるという事にしていきます。

次に、2 ページになります。イ)「行う」「実施する」「図る」については、県が行う組織的な対策を

する場合には、実施する、用いる等を使い分けするように訂正をしております。又、ウ)「推進する」「促進する」については、県自身が行う場合には、推進を、それから県が、他者に対して推進を支援していくときなど間接的に書く場合には促進を用いる等で訂正をしております。それから③の章及び条の見出しの整理につきましては、条文中に使われる言葉でこの見出しを作成する必要がありますので、条例案から一部見出しの修正をさせて頂いております。時間の都合上、修正した箇所については、割愛をさせて頂きたいと思っております。

条例案の作成にあたって用語の使い方、使い分けについての説明は以上です。

(岡村会長)

はい、ありがとうございました。用語についての使い方、使い分けにご意見がありましたらお願い致します。多岐に渡りますので、ご覧頂いていると思っておりますが、特になければ次に移らせて頂きたいと思っております。ただまたもちろん次回もごさいますので、何かご意見がございましたら、再度お願いします。それではですね、具体的に条例案の検討の方に移ります。提案されています条例案につきまして、原題を三つに分けて検討して行きたいと思っております。まず、条例の前文と第一章がまず一括りです。それから2章から5章まで、最後に6章から10章迄という事になっていて検討したいと思っております。

前文と第一章について説明をまずお願い致します。

(事務局)

はい、資料3の2ページになりますが、(2)の個別事項をご覧頂きたいと思っております。この個別事項については、骨子から条例案への主な修正事項について纏めたものです。資料4の方も併せて見て頂きたいですが、資料4の方では骨子・条例案の対比表という事で、これまで検討会で議論をしてきた骨子について、それを条例案にした時にどう言う風に修正がかかっているのかというのを見て頂きやすいように対比表としてまとめております。なお、条例案で修正した箇所については、この対比表の中で下線を引いております。ただ、及びとか並びにとかいった接続詞の部分については、先ほどもご説明をさせて頂いたような基本的なルールに乗っかって作っておりますので、下線を省略させて頂いております。それでは、資料3に沿って、それから資料4も見て頂きながら主な修正事項について説明をさせて頂きます。

まず、資料4の1ページになりますが、条例の目次にありますように、前文をおいております。それから本則として第1章の総則から第10章の南海地震対策を計画的に進めるまで、全体を42条で構成をし、最後に附則をとという事になります。骨子案の際には、この前文というのを置いていませんでしたが、南海地震に備える為には県民、事業者、自主防災組織等の取組みが非常に重要となります。その為の拠り所となる為の条例を作成する必要性を理解してもらう必要がありますので、条例では前文を置くという事で考えたいと思っております。資料4の前文をご覧下さい。資料の1ページの中段から前文の方を記載しております。1段落目には、南海地震は繰り返し起こる地震である事を記載しております。2段落目には、昭和の南海地震の震災の記憶が薄れていくなかで、次の南海地震が起こる可能性が高まりつつあります事を、そして3段落目には、次の南海地震の特徴或いは被害といったもの、2ページの1段落目には、南海地震の被害を少なくする為には、日頃から防災力を高めておくことが重要で、その事がその他の地震とか遠地津波、土砂災害などの被害を最小限にとどめることにつながると言った事。そして、2段落目には、県や市町村はもとより家庭や事業所、地域においてそうした備えを取り組む事の重要性を、最後に、こうした考え方を県、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織などが共有し、それぞれの役割を果たしながら、力を合わせ、南海地震による災害に強い地域社会づくりを実現するため、この条例を制定する事を定めております。

次に、資料3の方にお戻り頂きたいのですが、資料3の2ページの(2)の個別事項の②になりますが、②の第2条における法令の引用等についてですが、併せて資料4の2ページそれから3ページの方をご覧頂きたいと思っております。第2条のところですが、第1号の防災関係機関の定義になります。指定公

共機関、指定地方公共機関については、災害対策基本法を引用しております。又、第 2 号の事業者になりますが、この事業者については、骨子の方では、事業者の中に公立の学校とか保育所を含むということにしておりましたが、公立の学校や保育所の役割というのは、行政機関として地震対策を行うことや、防災教育を進めることなどにありますので、条例に規定する一般の事業者の責務などはどうもなじまないという風なことから、条例では、事業者の定義から外し、「県及び防災関係機関以外の法人及び事業を営む個人」と言う風に修正をしたいと考えております。又、第 4 号の社会貢献活動団体につきましては、骨子の方では、「営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動を継続的に行う法人その他の団体」と言う風にしておりまして、宗教活動、政治活動、選挙活動、公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動をこの中から除くと言う風にしておりましたが、条例案の方では引用する高知県社会貢献活動推進支援条例の中では、このことも含めて、社会貢献活動団体が定義されておりますので、条例においては、宗教活動等の活動を除外するといったことを規定をしております。

次に、資料 3 の 3 ページ、③の第 6 条第 2 項の表現の見直しについてですが、併せて資料 4 の 5 ページになりますが、資料 4 の 5 ページの第 6 の第 2 項をご覧頂きたいと思えます。骨子の方では県が、防災力を高める人づくりや日頃から支え合う地域づくりやネットワークづくり等を行うことを、自助の取組や共助の取組を支援する事と並列的に規定をしておりますが、こうした人づくりや地域づくり等を行う事は、自助・共助の取組を支援する為の重要な要素という事ですので、条例の方では、まず自助の取組や共助の取組を県として支援することを規定し、この実施に当たって、人づくりや地域づくり、ネットワークづくり等を行うよう表現を見直しをさせて頂いております。

条例案の前文と第 1 章の主な修正点については、以上です。

(岡村会長)

はい、ありがとうございます。ご意見がありましたらお願い致します。

(青木委員)

日本語的な話なんですけど、先ほど上田委員から出されたところの前文をそういった観点からもう一回読み直してみると、前文の最後の段落の前にこの防災活動を行う事が不可欠ですと、防災活動はこういう目的ですというのを、決めようと思えばワンパラグラフでよいと思えます。趣旨ではまた繰り返されるから先程の趣旨のところを、1 条の趣旨ですけど、それを総合的に一条一項で書いて二項でちょっと特色を出すというやりかたが、前文のところの最後のパラグラフの前ところに条例を作る目的、端的な目的が防災のところにかかっているともっと端的に直接的に県民の命を守るという事を入れるというのをワンパラグラフ入れてもおかしくはないかなと思えます。趣旨の一条とダブるところが普通ですと条例でいえば趣旨があって目的が出て来ますから、目的の条文がないんです。それを入れようと思えば入れられます。これは技術的ですけど。あと前文のところの 2 ページの方の一番上のパラグラフのところ遠地津波というのが熟語なのかなと。専門家からみたら当たり前かもしれないけど、4 行目です。局地的な地震や遠地津波というのは、こういう用語が県民には直ぐには分らないんじゃないかな。

(岡村会長)

今の話の前段の方は、ご検討いただくという事で、用語に関してはどうしますか。みなさんが、日ごろ使っておられた、なんだこれかと思われるのを使うのはまずいのであって、遠地津波というのは、要するに地震の揺れというのが来ないので直接来てしまうという事だから、ここは予報体制がもっとしっかりしてきているんで、突然襲ってくることはまずない。南海地震を少しずつ考えておかないといけない、物凄くその初期の段階の話に戻ってしまうんですけど、必ずしも地震の揺れが来るからと言いきれない所があるという事ですよ。その辺は非常に難しい。つまり揺れは大した事がないのに

マグニチュードだけは大きくて、津波が突然大きなものが来るという、およそ最悪のケースなんですけど、この地震条例の中にはそう言った事は想定していない。でもあり得るですね。過去にも無かったんだからいいやというやり方で言っているんですけど、なかなかこれは難しいですね、三陸津波みたいなものがあつたんですけど、震度3でも津波は9メートルを超えたという事もありました。そういう事が南海地震にもある可能性があるのが一個だけあるんですが、1605年の慶長の地震なんですけど、遠地津波だけでなくその問題もあるんですが、そこまでどんどん行っちゃうと。

(事務局)

よろしいでしょうか。この前文に、南海地震を見据えて日頃から防災力を高めておく事が、局地的な地震や遠地津波だけでなく、土砂災害や風水害などによる被害を最小限にとどめることにつながると思われまますというのを、入れた経緯としては、庁内で議論をする中でこの条例については、南海地震に特化した条例だという事で、そしたら南海地震以外の地震が起きた時には、この条例に書く事は全くやらなくてもいいのかという風な話もあつて、そう言う訳ではないと、当然地震が発生したあとについては、地域の協力をしながら、地域の方も人命救助をして頂くとか、ここに条例に書かれた事を、他の南海地震以外の地震であってもやって頂く事は、非常に重要だと言う風な事を考えておりますので、そうした意味で技術的に条例の中にそれをどう言う風に書くのかと言う風な事がちょっとまだ定まっておりましたので、前文にこういう事を書く事によって南海地震に備えてこういう事やっておく、或いはこういう意識を持つておく事が、他の自然災害の部分でも生きて来るんではないかという風な事を、前文に書いて置く必要があるのかなという事で、この項目を入れてます。ここは、遠地津波というのは、一つの事例としてあげている訳ですので、南海地震以外の自然災害、台風等の自然災害、この部分にも被害軽減に繋がるんですよという事ですから、遠地津波という部分を県民の方に分かり易い様な形で表現に変えられれば、表現を変えたいと思いますし、もしなかなか難しいという事であれば、これを取るなり、別の言葉に入れ替えるなりと言う風な事で対応したいという風に思っています。

(岡村会長)

はい、ありがとうございます。用語の説明に関してはいいですか。

(事務局)

条文はありますけれども、前文での説明はないです。

(上田委員)

今県から説明があつたんですけども、南海地震に特化した条例であるけれど、南海地震以外の大規模災害の事も入れるという訳ですが、これはむしろ無くても当然読み込む所なので、入れる事によって何か南海地震に特化した条例が、ちょっと薄くなるという気がします。条例の前文に入れるのは、あんまりそぐわないのじゃないかという気がします。それから、先程青木先生からお話がありましたが、私は、この前文に、最後の段落の所が適当だとは思いますが、この条例を順守する事が、南海地震から県民の命を守る道筋になるんですよという意味を、どっかへ入れて頂きたいなという思いがあります。守る事が、命を救う唯一の道であるかもしれないし、道標であるんじゃないかなと、そういう道標になる内容を規定しているという事を入れて欲しいなと思っているんです。一步踏み出すという意味の表現があつていいんじゃないかと思います。

(事務局)

よろしいでしょうか。上田委員の方からご意見を頂きましたので、要は、この前文に意気込み、そういう風な思いが伝わるといふような事だと思います。非常に難しい宿題を頂いた所なんですけど、ち

よっと持ち帰って上田委員の言われるような形で表現出来るかどうかと言う事があるんですが、検討させて頂きたいと思います。それからあともう一つの意見として、南海地震に特化した部分で、南海地震を見据えて日頃から備える事が、他の災害にも繋がるという部分、この部分については、法令的にずーと読んでいくとこの条例というのは、南海地震の条例と言う事で他の災害が起きた時には、そしたらここに書かれる事は、やらなくてもいいという風な事に、常識的にはそう言う事ではないですけども、法令を読んでいくと、そういう意味に解釈になるという風な事もあって、そうではないんですよと言う事を、何らかの形でどこかに書いておきたいという事がありましたので、前文にこういった備えなり行動というのは、他の大規模な自然災害にも必要なですよと、それが被害を最小限に留める事に繋がるんですよという事を、表現をしておきたいと言う事で、この前文に入れた経緯がございいます。まだ、庁内でいろいろ議論をしている所なんですけど、こういう形で前文に入れずにやる方法、例えば条文の最後に、その他の災害が起きた場合にも、この内容に準じてその事をするとかいった内容が盛り込むことができないかという事も、別の形で表現出来ないかと言うのも、ちょっと検討してる所です。そこは、ちょっとまだなかでも議論をしてる所ですので、次回の検討会では、こうした形でという方向性をご説明させて頂きたいと思います。

(岡村会長)

はい、今のご意見、まだこれから出てくると思います。出ましたご意見についても今度の最後のご検討願いたいと思います。他にございませんでしょうか。

(西坂委員)

ちょっとまだ私も考えがまとまってませんけれども、資料 4 の 3 ページの基本理念の第 3 条の(2)というところで、骨子から条例案になった時に、細かい事で申し訳ないんでうすけど、自助という言葉にかぎかっこがかかっていたのが、条例案では取れていると言うところで、自助とか共助とか言う言葉は、特に理念としては大事な言葉だと思ったんですけど、かぎかっこがかかっていた事で、言葉に目が行っていたような気がしたので、これはやはり条例とする場合には取るというルールがあるのかをお聞きしたかったのと、もう少し自助の説明がもう少しローズアップされるような書き方になって欲しいという気持ちがありまして、取った事により何か説明はそのままなんですけれども、何か言葉自体が一番後ろにちゃんとくっ付いた感じがしたので、ちょっとそれがなんとなく私は、さみしい感じを持ったと言うか。

(岡村会長)

かっこの意味づけ、かっこはなんぞやというような事ですね。

(事務局)

条例は、骨子案と違いまして法令文ですので、法令を作る時のルールというものに、裁判規範になりますので、基づかなければいけないと、かっこを使う時は、例えば略称規定を置く時にこれこれ以下何々と言う時にかぎかっこを使うのであって、普通は、かぎかっこはそれ以外の用途では使いません。この事は、基本理念を法務課の方に事前に見せたところ、この自助とか共助、公助のところを目立つ形でかぎかっこを付けているけれども、ここのところは実はこれを取ってしまえば、はっきり言って言葉足らずだと思うよと、もっと説明すべき事をかぎかっこを付けていた事で、深く検討しているようになっていないというか、もっと足すべき言葉が実はないと、自助の取組み、公助の取組みと自分達法令の者は、あまり聞きなれない言葉をみて何か説明をしたようにいて、実は説明していないと、その言葉が言葉足らずであるところをかぎかっこでごまかしていたとしか見ようがないと言われて、確かに西坂さんの言うのは法規からも見抜かれていまして、出来ればここにどう言う言葉等を足すといいのか、聞きなれぬ人にも理解してもらえ、ああ、あの事かと分かって頂ける何かいいキ

ワードを皆さんから議論して頂いて、お教え頂けたら、何かもっと関心出来るんじゃないかなと、そこはちょっと悩みの種だった所なので、かぎカッコをつけるには戻さない、むしろ言葉を足して頂く事で是非何かご議論頂けたらなと思います。

(岡村会長)

はい、だそうです。西坂委員は、かぎカッコをより目立たすと言う意味に捉えたんですけど、一般的には、かぎカッコって何だと言う事にもなってしまいます。事務局が言ったのは、そこはあいまいさが出てきてしまうので、やはりかぎカッコは何だというお話だったと思うんですが。強調するのであれば、かぎカッコではなく、ちゃんと言葉で言っておくと言う事が原則の表現で、受け手にとって記号がどのようにでも解釈できると言うのは、やはり条文としてはやめるべきだと言う説明ですね。むしろ強調すると言う位のご趣旨の発言でしたので、それで強調するとなっていますかね。少なくともこの場合はほかに文が加わってという事ですね。その後の最初の骨子と条例案とが変わっているのは、言葉を足してそのかっこをとって、付け加えたと言う風に考えてよろしいですか。

(青木委員)

自助の定義が違っていたから、そのところはあまり深入りしません。ただ一言言えば、自助というのが結局この条例の中で言った時には、この南海地震のような規模の地震、または津波という大きな災害発生の原因になるものについては、共助や公助を期待してはダメだと言う所がまず一つ、もう一つは、自助というのは、第一義的というか、地震を感じたらば直ちにやるという、そういう優先順位の問題、自助の活動範囲というのは何かというのは、定義はちょっとなかなか出来ないのかなというのが私の認識です。具体的には何を言ったかと言うと、家の囲いのブロック塀が倒れる、あれを自助とするのか、共助とするのかという話です。そういう対策をたてる時と言うのはどっちで捉えるかという、予防するだとかと言う論議をやりました。どうも違うんじゃないのかなという気がして来ています。要は、先程の繰り返しになりますけど、地震を感じたらまず共助、公助に頼らず自助で行動を起こす、その範囲というのは、自分が感じた時にどこにいるかによって違う訳ですけど、だからそれよりは、もう自助という事はその場で起きたら、感じたらその場で何が出来るかという事を自分でともかくやるという事をいっているのかなと思っています。共助、公助というのは、ある意味では人間関係だとか社会システムの中での、一定のルールだとか仕掛けを用意していることですので、規定は出来るけど、自助自身は、後で出て来ますけど地震が起きたらガスを消しなさいというのが、余裕があったらというか、身に危険が、支障がないかぎり消しなさいと言う、そうじゃないんじゃないかなという話も端的に地震が起きたらガスを使っても、それに目もくれず身を守る為に避難をしないという指示なんだと言う風な、それは自助のそういう行動の判断原理というか、それを自助というのではないかという感じがしているんです。いろいろ事務局にも自助、共助、公助の区分というのを調べて貰って、読んだりしたけど、自分自身、今回の定義がなかなか大変だなあと思って、とうかたちで来ました。

(西坂委員)

たぶん私自身、自助というのがかぎカッコで括られていた事で、おそらく何となくぼんやり自分の中でそれを内容とはともかくひとくくりが出来ていたんだと思いますけど、いきなり外れると何となくボヤボヤ感がやっぱり出てしまったというのかもしれない、やっぱり自助という言葉がとても何か先にこの条例の中で言葉としてよく使うので、かぎカッコをもちろん使えないとしても、例えば優先順位の話だとか、まずまずという部分が何となくちょっと足りないような感じもするんで、もう少し言葉を足すと言うのはすごく今の段階では難しいと思うんですけど、果たしてこれを県民の方に見て頂いた時に、自助の取組みというのをまず第一にという事だと思って頂いて、じゃ自分自身は、こうしようというところまで結びつくかというのが、少し不安に私も思います。それが、かぎカッコで誤魔

化されていたのかもしれないです、私自身も。なので、もし時間的に可能であればここがもう少し切迫性なんかも伝わるようになってなんとか変えられたら一番いいと思うんですけども。今の段階で私もこの発言をしてしまって、ちょっとどうしようと思っているんですが。かぎかっこを外しますと言う意味は、もちろん分かります。

(事務局)

自助、共助という使い方は、この基本理念以外では出てきませんので、こちらでその自助の取組みというのは、具体的取組みは9章第1、第2辺りで、事業者はこれこれ、県民はこれこれ、共助は、その後県民の責務のところの第4条の2などに書いてある共助については、また自主防災組織これこれというような事を、結局詳しい事は各論を見ると、その各論でどう言う考え方、価値観を持っている、またここ基本理念書く事なので、総じたものを確かに書くところなので、抽象性は否めないと思います。自助と言う言葉は、実は前文から使いたかったんですけど、自助という定義を前文で書く訳にも行かないので前文では自らの生命は自らで守り、自分達の地域は自分達で守るという防災の基本に立ちという、自助、共助という言葉を使わないで、さらっと書いた。自助、共助という言葉のあまり耳慣れぬ人、よく分かっている方、キーワードだから皆にも理解してもらいたいから、敢えて基本理念に入れるというのもまた一つの考え方ですけども、自助、共助当然のように常識語にして行きたいというならば、基本理念にしてむしろおおくなる為の啓発等していったらいいと思いますが、使いたくなければそういうひらがきをする事も出来ると思います。

(青木委員)

先程の言ったのと同じように、例えば消火器をどうするかという、ガス栓を止めるか止めないかを決めたところで、ここでいう自らで自らの命は自らで守らなければいけないと言うところの出発を象徴的に自助という言葉で言って、それを具体化する時には、例えば消火栓も可能ならば消して下さいよという覚え方をする。それは徐々にいろんな技術とかそういうのとの関わりの中で変わって来る、変化してくるものなんです。自助というのは要するに先程の繰り返しですが、自らがまず地震を感じたりした時には、自ら守る、自らが行動して守るという事がスタートで、最初から事前に共助や公助を期待すると言う事はやめましょうと、まず自分達から、ある意味離脱というか、行動を取るという事からのスローガンとか理念をそういうものとして、それをこの条例ではかなり鮮明に出したと言う風に捉えるぐらいで、あと具体的には多分変わって来るんじゃないかなという感じの、自分でいる場所、自助の具体的な行動、自助としてやるべき行動、共助といっしょに自助と共助が相互作用しながらというか、相互援助して実際に助かる事もあるだろうと、それは場面といいますか、自分がいる、置かれている場所だとか、発生の経路だとかいう事での災害は、かなり出て来るんじゃないかなというので言えます。自らが守らなければならないというのが第一優先で、公助、共助が県民の中でいろいろ意見が出たような、そういう他力本願といいますか、そういう精神は変えましょうと、ともかくそれでないと命は守れませんよというのが、そういったようなのを先ほど上田委員が言われたようなのと併せて県民の中の従来の災害に対する怖い怖い、大変だ大変だということで県は何をするんだと言う事だけに頼るのではなくて、まずしなくてはいけない南海地震の場合の災害にする事を、大きさから言えば自分達が備えると言う事もあるし、起きてからの自助というのがベースにありますよと、優先順位がありますよという事の進歩だとか協調と使っているというのも私みたいな素人な人間がここにきて勉強しながら掴み取ったというか、考え方だと言う風に思います。

(岡村会長)

自助、共助、公助というの、それから時間的な経過というものもありますし、自助であり共助でもあり、公助というのは、これは、阪神淡路大震災で、初めて議論されるようになったんですが、12年後の今となってこれがどれだけ浸透したのか、或いは忘れ去られつつあるのか、或いはこの委員会で

この言葉をもう一回、更にそれより酷い事になったのか、2万人でた怪我人か、それよりは救助された6千人か、次の津波の死者、予備軍に入ってもっと厳しい状況では、当然それ以上に自助の十分な案内して、家族といえども十分ではないかもしれない。自分で考えないと、自分でやらなきゃいけない事で、明らかなそれが多分この委員会の立ち上げの時から、皆さん共有出来ていると思うし、そういう事をやらなきゃいけない。ただそれを県民に伝える時に自助と言えば、もう既に何か言葉としてしっかりこないという事の結果、一方では生まれているかもしれない。最初に自らの命は自らで守るという判断ですので、自らの責任が極めて重たいし、条例の趣旨の一番大きいところ、それも重大であるということを考えて頂くと言う希望を。

中断になるんですけど、ちょっとここでお休み、休憩を取りたいと思います。

(岡村会長)

まとめ方がなかなかうまくできないんですけど、今の頂きましたご意見の、自助と共助のウエートのつけ方とかプライオリティ、どの順番にとかいうことは、ここでは表現されてはないんですけど、何かそういう工夫が出来るなら、いま事務局が言われたように、消す事は出来るが、足す事は出来ないと言う事で、イメージが合うかわからない、或いは強い表現にならなきゃいけないのに弱々しいと言う雰囲気がありますので、ちょっと表現を考えて見たいと思います。皆さんまたご意見を頂きたいと思います。よろしくお願い致します。他にはございませんか、ないようでしたら、次の第2章から第5章に移りたいと思います。

(事務局)

第2章から第5章について説明させていただきます。資料3の3ページ ④ 第8条(地震の揺れの被害からの安全の確保)の追加等というところですが、資料4の方では6ページの第8条を併せてご覧頂きたいと思います。この第8条については、新たに創設をした条になります。第3章の津波から逃げる、或いは第4章の火災から生命を守るにおいては、災害事象が発生した時の県民の方や事業者の方が取るべき避難行動を章の最初に規定をしております。このため、揺れの被害を規定する第2章においても骨子の第2の2と3、ここは室内の安全対策を規定しているんですけど、それと第3の2、ここでは屋外の安全対策を書いているところなんですけど、そういった避難行動に関する部分は、この骨子の方から抜き出しをして、条例の方では第8条としてまとめて、第2章の最初に規定をし、各章での構成の統一を図る事としております。併せて今年10月から運用されます緊急地震速報に対応するために、骨子の方では最終的に「地震が発生した時は」という風には書いてるんですけど、条例の方では「地震の揺れを感じた時、または地震の揺れが来る事の情報を入力した時、この部分が緊急地震速報という事になるんですけど、その地震の揺れが来る事の情報を入力した時」という風に修正をしたいと考えております。

次に、⑤の第9条第1項における法令の引用についてですが、資料4の方では6ページの第9条の第1項の方になります。条例案の方では、耐震基準に関して建築基準法及び建築基準法施行令の方から引用して規定をしております。

次に、⑥の第11条第1項における屋外工作物等の対象物の見直し等について、資料4の7ページの11条をご覧頂きたいと思います。屋外工作物の規定について、条例の方では、塀について様々な造りをした塀を対象とする必要がございます。門の方では、転倒による影響が比較的少ないと言う風に思われますので、特に条例の中で例示せず、「等」に含めることとしております。骨子の方では「屋外におけるコンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造の門又は塀」と表現をしておりましたが、条例の方では「ブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀」という風に修正をしたいと考えております。また、第2項の方になりますが、県が行う連携する相手方を、少し大きく捉えた方が適当ではないかと言う風に考えましたので、資料4で8ページになりますが、「屋外工作物等の製造、施工、管理等を行う事業者」という風に修正をさせて頂きたいと考えております。

次に、⑦になります。第 14 条第 1 項における法令の引用について、9 ページの 14 条第 1 項の方をご覧頂きたいと思います。条例の方では、自動車の範囲について、道路交通法第 2 条第 1 項第 9 号の自動車としております。因みにこの自動車というのは、原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車その他の小型の車で政令で定めるもの以外のものをいいますので、自転車とかそういった物は、ここには含まれないと言う風にしております。

次に、⑧ですが、第 22 条第 1 項における自主的に避難すべき危険の見直しについてです。資料 4 の方では 12 ページになります。12 ページの第 22 条第 1 項を併せてご覧頂きたいと思います。骨子の方では、自主的に避難すべき危険について「土砂災害」と「その他の危険」の 2 つに区分をしておりましたが、県民の方に、地震のもたらす主要な現象である地盤沈下や液状化といったものが、土砂災害と同様に、危険なことを理解してもらうことが大切という考え方から、その他の危険とするのではなく、土砂災害と同じレベルで位置づけるよう修正をしているところです。第 22 条にありますように、1 号から 6 号、1 号が土砂災害、2 号が河道閉そくによる上流の地域の水没、3 号が地盤沈下による水害、4 号が堤防又はため池の亀裂、決壊等による水害、5 号が液状化等による建築物又は土木構造物の倒壊等、6 号が土砂災害の前兆現象という事で繋がっています。内容については一緒なんですけど、その他の危険とまとめるのではなく、それぞれの号に規定をするような形で整理をさせて頂いています。

次に、資料 3 の 4 ページになりますが、⑨第 23 条第 2 項における法令の引用及び対象物の見直しについてです。資料 4 の方では 13 ページ。第 23 条第 2 項の方をご覧頂きたいと思います。骨子の方で規定した危険物について、条例案の方では消防法をはじめ関連する法令を引用して規定をしております。また骨子に規定をする危険物以外にも対象とする危険物や有害物質が個別にあると想定されますので、条例案では「その他これに類する危険物若しくは有害物質であって地震が発生したときに人の生命、身体若しくは財産を害するおそれのあるもの」という事で対象物を追加をしているところです。

第 2 章から第 5 章までの主な修正点については、以上です。

(岡村会長)

はい、今のご説明頂きましたなかで、ご意見が何かございましたら、お願い致します。

(上田委員)

この第 2 章の揺れの追加の文言で、これは小さい事かも分かりませんが、第 8 条で「揺れが来ることの情報入手したとき」、これは意味はよく分るんですが、厳格に言いますとこれは「知った時」というのが適切な表現だと思います。例えば青木先生はよくご存じですが、民法でも時効の始まりは、発生した時か、それか知った時かですね、損害賠償責任なんか。情報入手、例えば機械で自分の支配下にあるものに表示されて入手したというんでしょうか、実際に知ってなければ行動が起こせられませんので厳格に言うと若干意味が違うと思いますので、この場合には知った時、というのが用語の原点だというように思います。

(事務局)

緊急地震速報については今まで条例等には全く入れられている例がなかったもので、どう言う風にここで表現するのかというのは、内部でも議論したところです。緊急地震速報と書ききるのはどうかなというところもあったので、それをその情報については地震の揺れが来る事の情報という風な形で書いたんですが、それを入手した時というのは、行政のいろんな計画でよく「情報の入手」と表現するので、それを持って来たと言う事はあるんですが、ご意見を頂きましたので実際に入手してもその情報が何かというのが分かっているなければ、従業員自らが行動したり事業者の方については事業者が人に安全確保をする為に必要な行動を取らすというのは出来ませんのでご意見を頂いた「知った時」というところで、修正が可能だという風に思います。もう一度持ち帰って検討したいと思います。

(岡村会長)

はい、他に何かございますでしょうか。私も 1 点だけ、近々消防法が変わるといふか、今までは 10 年間少し様子を見てたんですけども、何かと言うと火災の発生に対する対応の方法なんです。発生予防に対する対応の方法なんです、ここで言うとは 11 ページの第 4 章第 20 条のところなんです、ここは新しい規定で変わっていて、県民、事業者等は、地震による火災の発生を防ぐため、地震が発生したときは、自らの安全の確保という表現が出て来ますよね。又は避難に支障がない限りにおいて、火気の使用を停止しということ、これでもいいんですけど、限りにおいてということ、少しばやけてるんですが、今度の改正される消防法はまずとにかく身を守るといふか、それは言葉で言えば高知県で言えば、生命を守るといふことを優先しなさいとそれが揺れが止まって、出来た場合には火を消す手順に入りなさいと変わってきたんですね。これは最近発生してるたくさんの地震で殆どそれ自体火災が起きないということなんです、技術的な進歩といふか加熱防止装置がついて火が消えるとかという事があります。それができたということ、それがついていない古いタイプ、ついていないタイプのそういう機械が 10 年間でほぼなくなったということ。ただ 50 年間刷り込まれてきた事、つまり火災の危険ばかりをやってきて、揺れてる間とにかく火元に近づく、あるいは元栓を閉めようとする行動をとったために最近では火災で怪我をするという事よりも、やけどをするという事よりもそこにあったもので熱湯あるいは油を浴びるといふことでたくさんの怪我人が出ています。むしろ火に近づかない、それもまた具体的にこの 10 年間くらいで物凄く進歩してきたという事があって変わってきたんですけど、多分この事に関しては多分、上位法が制定されていて、そのところをもう一度、どういうふうになろうとしているのか、ちょっと調査検討して頂いたらどうでしょうかね。調査のタイミングはよかったんですけども、変わりますので、支障がない限りにおいては、もう少しはっきり言えるといふか、まず優先すべき事は、自分の安全生命を守るといふ事。それが出来た場合に初めて次に火という事を考えなさいということになってきました。

(事務局)

事前に青木先生からもご質問を頂いていまして、こちらの 20 条の火災の時のガス栓といふのと、この 8 条で今飛び出た揺れの時の行動との関係がちょっと分からない、何が優先か分からない、という話がありました。原因は 20 条の 1 項の 2 行目に、「地震が発生した時は」とありますが、この手前に、8 条のような状況がある訳です。8 条のような状況が終わった場合、つまり、地震の揺れが収まり動けるようになったということから出発すれば疑念が無いのですが、その手前の時間の掛け方の視点が悪かったんじゃないかなっていうのも考えられて、ちょっと調整する必要があるかなとは思いました。8 条の後に 20 条だよっていう事ははっきり書き分けられたらいいんじゃないかなと思います。

(青木委員)

事務局の方へは伝えてあるんですが、用語のところ、法令ので、なかなか難しいんですが、10 条、20 条、11 条ありますが、10 条のところ、真ん中辺で、あらかじめ、家具、電気製品等の転倒し、又は落下する危険がある物といふことで、法令用語の中で説明でいろいろ接続詞とか、又はといふのは、OR なんですかね。それで日本語では AND OR といふのは、法令用語でないものですから、どうするかという事ですね。検討し、又はとなるのとどっちが正しいのか、そう言う事から言ったら AND OR をつけるとすると、転倒し、落下する等の危険がある物の配置の見直しという風になると両方が括られるんですけども。そう言う風なので他の所もずーっとそれで、又はって入れると OR しかありえないんですよ、という事と言うと横すべりもあるんだから、そういうのも含めれば転倒し、落下する等の危険がある物とすれば、両方含まれるのは含まれる。それと同じように 12 条のところ、建築物及び宅地といふので言うと、建築物 AND 宅地が余震によって倒壊するといふのは、建築物が倒壊するけど、宅地は倒壊しませんので、そういう法令上ちょっと分かりにくく思っているかなといふのは、14 条の道

路交通法の下線で足した部分、原則というのが原則的にとか、原則でテンを入れるかという事なんですけど、これは、県の条例の作り方の問題ですので、道路交通法の自動車を原則使わずというふうに後に持ってきています。

(多賀谷委員)

4 ページの No9 で、危険があるものということなんですけど、水質汚濁は、いわゆる環境汚染の法律なんですね。それでいきますと大気汚染関連だとか、土壌汚染関連とか最近のアスベストですとか、そういうものなんかもあるんじゃないかという気がするんですけどね。それは下の方の文章でその他という事で入っていますという事なんですかね、そう言う見方でよろしいですか。環境に対する影響というのものもある程度考えるべきじゃないかなという気がするものですから。

(事務局)

確かに前は骨子案の時には、言い切りました。等というのが、付いてはいたんですけども、法令を運用するにあたってもう一度、等では分かりにくいのでその他これに類する危険物というのは、どんどん世の中進化しておりまして、何 10 年か前では石綿は便利な天からの贈り物だったけども、今は取扱いによっては被害があるという事もわかりまして、その為新しいものが出来る度に条例を改正してる訳にはいかないので、その他これらに類するものと言うのを書いてます。その事が、取り扱っている方に不明確であると、特定してあげる方が良くなれば、その他これらに類する危険物が規則で定める物と、規則でまたその物質を特定するという事などもありますけど、そこまで必要かどうかというところがちょっと分かりません。また、ご議論頂けたらと思います。

(多賀谷委員)

良いと思うんですけどね、今は 5 個にのってるんで、その内 4 つが危険物関係ですよ。2 番目が一応環境関連の話で、環境関連の話はやはりほっとく訳にはいかないと考えるんですけどね。地震の後に環境問題が発生しますから。それで環境関連のものとして代表格は水質と大気と土壌かなということでは一応数の上ではバランスの事も考えて、そう言う言い方をしているんですけどね。先程も言われた事で、アスベストなんかは最近の話ですが、この部分はあっても無くてもいいような気がしますけど、大気汚染と土壌くらいはという感じがしたものですから、そう申し上げました。

(青木委員)

今の関連のあれですけど、例えばゴミだとか、そういう類のところの事はなかったですか。全体はあれですけども捨てるものだとかというところのここは、危険物だと特定して環境関係の廃棄物とかそういう範囲のものの中での環境への配慮というのをどこかへ入れる。事業者の配慮のところくらいしかないんですか。一般家庭の中でも、ゴミ問題はすごく大きい訳で、その時に環境への配慮というような事の津波で壊れた後の様々な廃棄物があります。

(岡村会長)

条例の中に廃棄物というのは 18 ページの(8)に木材、船舶等の流出、危険物等の漏出等による人の生命、身体への被害を最小限に抑えるための施設、設備等の適切な管理というのが出てますけど、事業者の備えのところでは。

(事務局)

あと、15 ページの第 27 条のところでも、県の復旧活動の一つとして、災害廃棄物の撤去というのを書いています。

(多賀谷委員)

例えば資料 3 の⑨で言っているのは法令として明確にあるものが上がっているんだと思うんですよ。災害廃棄物というのはおそらく法律の縛りはないと思うんですよ。それが出た後で行き先として廃棄物処理場等の話としてはあると思うんですよ。出た時にその場で、災害の直後にその場所ですうしなければいけないとか、そういうのではないと思います。ここではとにかく出た時の問題で法律的な縛りがあるかないかというもので行くなれば、横並びという点からみると、大気汚染とか土壌汚染は出て来るかなとそう言う気がする訳です。

(事務局)

環境に関する元法が既にありまして、土壌汚染や大気汚染や水質汚濁をしてはいけないという仕組みについては、その法があるはずで、それは平時であろうが、地震時であろうがそれはかかっている訳だと思うんですよ。それを被害が出そうな時にどうするというような対応の事が書いてはいると思います。この周辺住民には知らせるべきという事が、この危険物の法には確かになかったので、南海地震の時には、関係機関つまり消防、保健所、それから警察、海上保安庁等に通報するようになっていますが、周辺住民が警察等へいっても他の被害事例がたくさん来てて、周辺住民への周知という事に手が回らない状況が考えられますので、周辺住民への周知も行って下さいというのが、この 23 条の 2 項にあると思いますが、その環境の水質汚濁とか土壌汚染とか言うものについても、多分物質が、毒劇とか火薬とかと重なっている場合もあると思うので、その物質の重なり具合は、この 3 つの法については環境法の所管課にもちょっと聞いてみたいと思います。また、アスベストについては、処理についての手続きが個別法にもう書かれていますのでこの条例で書く事は別がないという事です。

(岡村会長)

あの、いま特に問題になっているのは、周辺と地域への廃棄物、多分地震で大量に出てくる訳ですから、不法投棄と言ってる訳ですね、要するに法律で定めて無い物を出してしまう、例えば電気製品でも壊れたから出す、その中にはいろんなものがあるんですが、アスベストを含むものとか、平時においては、それは一応容器の中に閉じ込められているんですけど、地震の時にはそれが環境中に放出される、やぶれて放出されるという事になってくるんで、それは捨ててはいけないんですけど、それをどさくさに紛れてとか、一般の廃棄物に捨ててしまうという事が起きて来るようですね。多分、多賀谷先生もそう言う事を心配されているんじゃないかなと思いますけどね。一般法としてはあるんですけど、それをどこにこれで書くかどうか、地震の時の特別な心構えとして書いておくべきかどうか、或いは一般法にあるんだからその法令が順守されれば、当然起きないんだからという言い方でいいのかどうかというご質問ではないかという風に思います。私も、ちょっと気になるんですけども。

(多賀谷委員)

そういう意味でしたらここに載っている危険物もろもろ全部同じなんですよ。横並びの話、その話なんですよ。それで、また別じゃないですかねという話なんですよ。以上です。

(事務局)

危険物というと、その物質も入っていないじゃないかという事については、個別法をそれぞれ対比して行かなければいけないので、それ以外に類するというのでは読めないというのならば、規則や他に又この条例にそれを並べていくようにという指示と理解させてもらってもいいですか。それ以外に類するというのでそれも読んで行こうと、他に多分それらに個別項があるので、ここにわざわざもうあげなくてもいいんじゃないかと思ったんですけども、こちらに全部の法の物質を挙げていくという事ですか。

(多賀谷委員)

実は、つい先だって災害と環境関連の話をしてくれないかという事を、県の環境関連の方から依頼がありましてね、その時にそんな話をしたんですよ。その時に思ったのは、あらためて調べなおしてみたんですけど、その時思ったのは、やはりこういう危険な物という事とそれから環境に対する危険な物と言うのは、同等の話なんですよ、全て。だからそう言う事に関してその話を聞いて頂けたのは、県の方とそれからいろんな企業の環境関連の方なんですけどね。そういう人達も新たにテーマは必要な事だなという印象を受けたものですから、やはりそう言う事はこの条例が、ある意味では標準とかそういった使われ方もするという事であるならば、やはり一応そのある程度の事は言っておいてもよろしいんじゃないでしょうかねという事なんですけどね。

(岡村会長)

はい、尚ご検討いただけますか。

じゃ、次に進みたいと思います。6章から第10章です。まず、説明お願い致します。

(事務局)

第6章から第10章について説明をさせていただきます。資料3の4ページの⑩ですが、第26条における法令の引用についてです。資料4では14ページの第26条の第2項になります。条例案では、第26条の第2項になります。骨子の方では、救急車それから消防車等という記載を第2項にしているんですが、条例案では、災害対策基本法第76条第1項の緊急通行車両という風にしております。この緊急通行車両というのは、道路交通法第39条第1項の緊急自動車その他の車両で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが、特に必要なものとして政令で定めるものをいいます。

次に、⑪第27条におけるライフライン事業者が行う対策に係る新たな項の追加ですが、資料4では15ページの第27条の第2項になります。骨子の方では、ライフラインの復旧につきましては、県が実施する対策の一つとして規定をしておりました。ただこうした対策については、ライフライン事業者が主体的に実施をするものになりますので、条例案の方では、第1項からライフラインに関する規定を除いて、新たに第2項として、ライフライン事業者が、予め実施する対策と地震が発生したときに行う復旧対策を規定しております。具体的に読み上げますと、15ページの第27条の第2項になるんですが、電気、通信、水道、ガス及び下水道の事業に係る施設を管理する事業者は、あらかじめ地震による当該施設の被害を最小限に抑え、早期に復旧するために必要な対策を行うとともに、地震が発生したときは速やかに被災した施設の復旧に努めなければいけませんという風に規定をしております。

次に、⑫第32条における県民の備えの目的の見直しについてです。資料4の17ページになります。骨子の方では、県民の備えにつきましては、地震発生時に自らや家族、近隣住民の生命、身体を守るためと言う風にしております。この近隣住民の生命、身体を守るということを県民の方に求めるということは、県民の自助の取組ではなく、共助の取組として行うべきものではないかという事で、条例では、この第32条の県民の備えの中から、近隣住民のものを削除しております。併せまして、県民の備えの一つの中に、建築物の耐震化などを規定しております。これは、財産を守ることにつながる事項となりますので、ここでは生命、身体を守るという風に骨子では書いたんですが、条例案では生命、身体、財産を守るという事で財産を追加して修正したいと考えております。

次に、⑬になります。第33条における条例内の関係箇所の引用等についてですが、資料4の方では、17ページになります。この第33条については、第5条の事業者の責務で規定をする「被害軽減のために必要な備え」について具体的に規定をするものです。このため、条例ではこの33条のところで第5条第1項を引用しております。また、県民の備えの規定の仕方については、先ほど見て頂きましたが、8項目の備えを県民の備えでは規定をしておりますが、それとの整合性を合わせるため、この骨子の方の、事業者の備え(5)のところなんですが、これを条例では、2つの号に分けたいと考えております。第5号と第6号の2つに分割をし、併せて第6号については、「応急的な措置に必要な」という

ような事を骨子で書いているんですが、ちょっと用語的に分かりにくいという事で、「救助活動等に必要」という風に表現を修正させて頂きたいと考えています。また、資料 4 の 18 ページの左側骨子の (8) では、事業継続計画の作成と必要な備えという風に規定をしておりますが、この事業継続計画という名称は、事業者の方で知らない方も非常に多いんじゃないかと、表現になじみがわきにくいという風に考えられますので、条例案の方では右側に第 9 号というのがありますが、そちらの方で「地震発生後も事業を継続するために必要な計画の作成及びその事業を継続するために必要な備え」という風に修正をしております。

次に、⑭になります。第 35 条第 2 項における条例内の関係箇所の引用等についてですが、資料 4 では 19 ページになります。骨子の方では、南海地震対策推進週間については、県においても、自らの南海地震への備えの点検と充実、必要な訓練を行うという風に規定をしておりましたが、推進週間における県の役割においては、県民や事業者の方、自主防災組織等の取組を支援するということが必要になってまいります。この為、第 2 項から県の取組を削除しております。また、南海地震対策推進週間における県民、事業者、自主防災組織等が行う備えや訓練について、第 32 条の県民の備え、第 33 条の事業者の備え、第 34 条第 2 項及び第 4 項の自主防災組織の活動をそれぞれ引用しております。

次に、⑮第 36 条第 2 項における法令の引用についてです。資料 4 の方では 19 ページを併せてご覧頂きたいと思います。条例案の方では、主語である支援者の記述を適正に見直しをしております。表現上の若干の修正をしています。あと民生・児童委員の表現を民生委員法第 1 条の民生委員という風にしております。これは、児童福祉法の方では、その民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとするという風に規定をされておりますので、民生委員の方は、児童委員を兼ねる事になっているため、民生委員法に規定する民生委員のみを、条例案の方では規定をさせて頂いております。

次に、⑯第 37 条第 3 項における語尾の見直しについてです。資料 4 の 20 ページになります。骨子の方では、支援者は災害時要援護者の個人情報、災害時要援護者に係る個人情報保護に関する指針に基づき適正に取り扱わなければいけないという事で、扱わなければいけないと義務づけをしておりましたが、この指針については、方向性を示すガイドライン的なものであるため、条例案の方では、「ものとしします」という風に方向性を示す語尾に修正をさせて頂きたいと考えております。

次に、⑰ 第 38 条における法令の引用等についてです。資料 4 の方では 20 ページになります。骨子の方では、安全対策に必要とする災害時要援護者が利用する施設の一つとして学校という風に広く規定をしておりました。条例の方では、災害時要援護者が専ら利用する施設でないものは、除くことが必要と考えまして、学校については、要援護者が専ら利用する物のうち、学校教育法第 1 条の学校のうち、幼稚園、小学校、特別支援学校を対象とする事にしております。また、条例では新たに児童福祉法第 7 条第 1 項の保育所、それから同法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするものを対象としております。この児童福祉法の第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするものというのは、いわゆる認可外保育施設を指します。これも、ここに規定をしたいという風に考えております。また、障害者施設及び高齢者施設については、頻りに法令が改正され、施設の大系が見直しされていることから、条例の方では、社会福祉事業を行うものうち災害時要援護者が収容され、又は通所する形態をとる規則で定める施設という風に規定を定めています。具体的には、規則の中で入って来るという事を考えています。あと、医療機関については、医療法第 1 条の 5 第 1 項の病院、同条第 2 項の診療所、同法第 2 条の助産所という風に条例案の方ではしています。

次に、⑱第 39 条第 1 項における学校等の対象の見直しについてです。資料 4 の方では 21 ページになります。骨子の方では、防災教育を推進する主体については、学校及び保育所という風に規定をしておりましたが、条例の方では、これに加えて、認可外保育施設も対象としたいと考えています。ただこの条例の中では、保育所等と規定をしておりますが、これは、前の条例になりますが、第 38 条において、保育所と認可外保育施設を「保育所等」と略称を置いておりますので、この第 39 条の方では、等の中で保育所等の中には、保育所と認可外保育施設を含むということで読んで頂ければと思います。

次に、⑲第 30 条及び第 42 条における計画の作成等の主体の見直しになります。資料 4 の方では 22

ページになります。南海地震対策の行動計画をここでは規定しているんですが、その作成をしたり、或いは公表をしたり、見直しをしたりする主体については、骨子の方では、「知事」という風にしておりましたが、この行動計画の範囲については、知事部局だけでなく、教育委員会とか警察本部等のものも含まれることとなりますが、そうした場合には、「知事」ではなく、「県」という表現になりますので、第 42 条について「知事」を「県」という風に修正をしております。併せて、第 34 の震災復興計画についても、同様に知事部局だけでなく、教育委員会とか警察本部等といったものも含まれる事になりますので、「知事」を「県」という風に修正をしております。

事務局の説明は以上です。

(岡村会長)

はい、ありがとうございました。6 章から 10 章までたくさんありますけど、ただいまのご意見或いはその件以外でもいいですけど、何かありましたらお願い致します。

(青木委員)

資料 4 の 18 ページの 33 条の 9 号で、その事業を継続するために必要な備えは、事業の継続に必要な備えか、その事業を継続するために必要な備えなのか、という事が分かりづらい。上のからで言えば 9 号の前段と併せて「事業を継続するために必要な備え」でしょうか。

(事務局)

ここは、さきほど自分が説明する時にも読みにくいなというんで多分気がつかれたんだと思いますが、確かに言われるように表現が適切ではないので修正します。

(青木委員)

併せて修正のあったこの 42 条の行動計画の主体ですよ、これは、確かめて無いから主語はわからないのですが、県はと変えて、防災計画、地震対策に問題がつかないのは、長の責任であるので条例だけだからいいのかな。一般的には、こういう県だとか、国だとかではなく、「総理大臣は」とか、このあたりで行政の責任を計画主体の責任を県とぼかしてしまうと、県議会とかみんな入るから、そう言うのから言うと、書き分けてもし先のような事であれば、知事等とするか、県と一気にぼかしちゃっていいのかな。こういう行動計画だとか行政のトップの責任ですからね、という事がちょっとあるので一般的には、こういう場合には行政に委任されている仕事で、法令委任されたらその長が、引き受ける責任を負うのだというのがあると思う。複数になったから、県で纏めようという事でいいのかなということ、仕組みの問題でちょっと思いました。

(事務局)

こういう総合的な条例には、他の条例でもよくある事とですので、その辺はどうなっているかと法務課の方に確認をしました。この 3 月に犯罪のない安全・安心まちづくり条例が出来ましたが、丁度その条例でも実効性を担保する為の計画をつくる。その主語の時に、知事部局だけという時には、敢えて知事と書く事はあるけれども、特にここは防災計画の事もありますので、警察の活動なんかも大事な担い手の一つですので、緊急輸送の交通規制何かについても、こういう風に執行がずらりと並ぶような計画の場合は、県は、という風に逆にそういう整理をしましたというに、回答が返ってきて、丁度見たらうちと同じパターンでして、したい事がそうでしたので、また前出た条例について異議を唱える事にもなりかねませんので、ちょっと法務とここの文は話していますので、彼らの条例とうちとは一部違うという点とか見たらもっと行政委員会の長は除くとか、議会は除くとか、その他考えていったらいいと思うんですが。

(青木委員)

そういう発言したのは、要は、この行動計画が、何本予定されているのかというのが、この条例からは見えなくなってくる。知事部局、知事が責任を持ってやる、教育委員会だから学校の防災教育の計画だからというので、この条例の 42 条からは、行動計画が何本でいいのか、義務的にしなければいけないものとして出て来るかというのは、曖昧になってくるかなということがちょっと思った。要するに、行動計画の種類とか、義務的に作成しなければいけない範囲が、ぼやかされて来るかなと、そういう意味では責任がちょっと曖昧になるかなという事があるという事で、要するに行動計画というのは、具体的には行政が裁量的に責任を負いますと言う事を、条例でどこまで明確にしておく事が望ましいかと言う事だと思うので、それを県という形で纏めていくとこの条例から行動計画の策定義務を負っているところはどこかという、どの範囲の行動計画がどこで策定するかというのは、曖昧になるかなという事はちょっと危惧されます。

(事務局)

男女共同参画条例や子ども条例等、基本となる総合的な条例の時にはいろいろな計画をよく設けるんですが、県民のみなさんの分かりやすさを一義的に考えて、ばらばらと計画を出さずに、条例提案課が事務局というか、旗振り役になって、みな同じスケジュールで計画を作っていきましょうと、一つに纏めて出すようにやってきておりますので、その心配はないかと思います。

(小野委員)

17 ページの県民の備えというところで、(8)近隣住民の生命、身体を守るために必要な備えというのが、近隣住民というのが外されたと言う事で、自助がすごくクローズアップされたと言う事で、もし自分の命は、自分で守ると言うひと事言えば、すごく核になったかなという感じで、もし自分の命があれば、近隣住民を助ける事が出来ると言う事で、とにかく自分の命、そして家族を守る事が県民の備えというところで、出てきたと言う事を実感しました。

(岡村会長)

ありがとうございます。ほかにはございませんでしょうか。全体を通して医療に関する項と前回もちょっと出てたんですけど、ちょっと多賀谷先生のものにも関連するんですけど、遺体の処理に関する事は、出てきましたよね、前回。今回は、書いてないんですけど。

(事務局)

医療に関すること、或いは遺体の処理に関係は、応急対策の中の一つという事になりますので、県民の命に関わることでいうと、医療に関する事が非常に重要な要素になって来ますが、その実際の対応というのは、医療機関や医師会等と具体的に話を詰めていくと言う事で、かならず条例の中にその責務というか、努めというものを書くと言うのも非常に難しいという事があります。それと恒常的な部分を書きだすと多分きりがなくなってくる。多分地域防災計画レベルの話まで全て出て来るかなと言う事があって、自助、共助の取組みをお願いする部分で、自助、共助に関連して取り組んで頂くと言う事を中心に、特に応急とか、復旧については、規定をするという事に基本的な考え方で整理をしておりますので、遺体なんかもそうなんですけど、重要事項には間違いありませんし、県なりの対策というのはしっかりとこれから考えて行く必要があるのかなという風には思っているんですが、条例の中にそれを書く事については、考えていないというお答えになると思います。

医療の部分については、医療救護計画も出て、その見直しの委員に土居委員も入られておられますが、公助がどう立ち上がってと言うような事の計画はありますが、この南海地震条例で言うおかなければいけない事は、出来るだけ怪我をしないようにと、怪我人がいたらみんなで救助して、救護所やその病院まで地域の人達が運んできて下さいと、その現場ではトリアージという事をされますよと

いう方の計画、既にあるところの手前の住民の立場からの医療が、何もいったものがこの世になにもなかったし、行政の私達もそこが一番始まりとして大事なのにも関わらず言ってこれなかったので、その部分にスポットが当たって今条例には、その部分をそうやって下さいと言う部分を、この条例では、むしろ今までスポットが当たって来なかったそもそも大事な事が、いろいろこの条例では書かれています。だから、公助でその後医療機関でどうのとか、例えば医療機関の方に他の事業者よりも規制的な事を設けるべきだというならば、皆さん検討をして、どんな規定をすとか、どんな強化したものをやってもらうように条に入れるかという議論は、むしろ必要なんじゃないかなと思います。むしろそれはしないとなれば、今は要援護者のいらっしゃる等、対応の手引を作るというのが、いま入っている位で、他にとりわけて医療機関にそういうのが入ってはいないですから、支援ネットワークの支援者の中に医療機関が入っている位でしかないです。それからあと遺体の処理については、この条例の第1条は、県民の生命、身体、財産を守るためにという目標を書いている、その遺体が出る、そう言いながらも亡くなる方も出てしまうと思うんですが、その事と、非常に遺体の処理を書いた時、遺体が出ないようにする為にこの条例があるのに、遺体が出てしまう事を書くとその部分から、周辺から何か違和感が起こり始めて、応急対応の中や復旧対応の中に遺体の処理というのは、大事な事で地域防災計画にはその手順をちゃんと書くようには書いているんですが、条例に書くところから矛盾が起こって来ます。もちろんする事なんです、そういう事にならないためにこうしようという条例の中に遺体の処理を入れますと、そこから物凄く何か不協和が起こって妙な事になったので、自分で例示の中から応急対応とか復旧対応の例示の中から、それもまた並ぶところが廃棄物の横だったので、災害廃棄物の、何かそれもちょっとどうかしているなと思って、例示から取っています。もちろん大事な事ですけども。

(岡村会長)

感情的には分かるんですが、一方では9,600人で、災害死者数が出て、これを減らそうとしているんですけど、それをなかなか0にするというのは、現実的に非常に難しいと。現実の問題としては、ちゃんと考えておかなければならない事は当たり前のことなんですよね。その感情的に済むんではないんで、もちろんそれをしないで行くと言う事は、必死なんです、やはり災害から守るという事を基本に考えて、このようなものが出来ると言うプロセスを考えれば、やはり起こりうるに基づく事は考えに入れておいて、それがでないようにすると言う事もどっかに最後に書き加えて、また元に戻るんですけども、要するに命が亡くなるという事は、大変な地域社会、或いは心にストレスをかけてしまうと言う事も認識しておくと言う事は非常に大事で、特に高齢化社会が進んできます、これから更になかなか難しくなっていくんですが、その時にその事を認識出来るように何らかの表現というのは、あってもいいのかな。死者の処置と書く必要はないんであって、その事柄がいま地域社会の問題ということは知らせておいたほうがいい。どこにどう言う風に書き加えるか、具体的には分かりませんが、もう少し考えます。前にも言ったような気がする。

(武市委員)

今のことで、私は職種が看護師なんです。看護師というのは、遺体を触った事も多いもので、人権擁護の問題で、やはり命を守ると同じように遺体を守ると言う風に、そういう風に教育を受けてきたものなんです、だから教育を受けてきた者なので、それを条例にどう反映すればいいのかという具体的なものは私は出ないんですけど、やはりいま岡村教授が言われたように、違う面では遺体の場面が出て来ると言うんですけど、何らかの形で条例に載せて欲しいなという事もあります。

(細川委員)

医療の関係上どうしてもそういう勉強をしたので、人の死というものが、どう言うものなのかという事については、勉強してきましたし、先程の話を聞いてますと何か、遺体、遺体という抽象的な言

葉で言われると、私達はすごい反論心を持ってしまいます。正直。その方がどう言う風にして亡くなったのかという事を考える事が、私達の仕事であったので、そこら辺はもう少し、確かにこの条例というのは、生きる為の条例ではあるけれど、その反面亡くなる方がいらっしゃると言う事については、もう一步進んだ形でこの中にはどこかに埋め込んで頂ければならないんじゃないかなと、武市さんが言われたように私もそう思います。

(武市委員)

それは、私の個人的な感情論かもしれないんですけど、何となくそれが少し気になります。

(岡村会長)

被災者の、或いは亡くなった方の尊厳を尊重しつつという、その対策というかその辺を出来るだけ維持できるような、予めの状況を作っておくという事は大切だとは思いますが、生を考える時は死も考えますので、そんな突発で起きて混乱になったから仕方が無いということで全てが乱雑になるというのは、出来るだけ避けた方がいい。

(上田委員)

遺体の取扱いについては、例えば警察法規であれば大規模災害発生時の要領等ありますし、県で行動計画の中で、そういったものが定めることが可能だと思います。これで対応を十分出来るんじゃないかと考えます。先程から意見が出ておりましたように、一人でも南海地震から命を救うという大前提があって出発しておりますので、県の方からも説明がありましたけれども、遺体については、大事な事であるけれども、この南海地震条例にはそぐはないと言うような感じがするんですけど。

(西坂委員)

私は、亡くなる方がどうしても出てしまうという話でちょっと思ったんですけど、自分に近い人が亡くなったり、怪我をしたりとか、もちろんそれを救出出来なかったという思いが、その周辺の方に残ったりもちろん建物、財産を奪われると言う事ですね、人を亡くすと言う事と同じ位に心に傷を負うと言うか、心のケアが大事になって来ると思うので、やはりその心のケアというのを、こちらにこの被災者の生活支援のところに書いてあるんですけど、やっぱりこの条例の趣旨がもちろん被害の軽減が第一目標であるという事から、出発しているのはもちろんなんですけど、それでもやっぱりどうしても亡くなってしまい、財産も無くなってしまいう事も発生するので、遺体の処理という事が、一つのきっかけですけど、もしかしたら心のケアという面に繋がる事でもあるかと思うので、もう少し私も何らかの形で、私は入れたいと言うか、その処理という事だけではないんですけど、何かそこからまた、再出発して行かなければいけないという意味もあって、もうちょっと入れてもいいのかなという気はしています。

(細川委員)

あまりにも遺体、遺体という言葉が出てきたら、すごい私は感情的にいまなったと思うんですけど、西坂さんが言われたようにほんとに私の大切な人を亡くした、また近くの人を亡くした、大勢の方を亡くしたという、その生きていく部分についてのすごい心にはいろんなものがあると思うんです。心のケアというのは、ほんとに良いことだなと、わたしちょっと感情論的になりすぎることもあり、黙って聞いていたんですけど、心のケアという事を物凄く大切に行きたいな、出来たらそこら辺をうまく盛り込んで頂いて、別に遺体の処理を私達はこの条例の中に盛り込んで頂きたいと言う訳ではないんですけど、それはとても大事な事でございますので、出来たらその心のケアとがいい事だったくれた、ちょっと感情的になりすぎた話だったかなという部分があったものですから、そこら辺をまた皆さんでちょっと考えて頂きたいなと思います。

(岡村会長)

今の趣旨の 5 行の中にもあるんですけど、この条例は、県民の生命、身体、財産を守ることを目的に、その次に予防から南海地震発生後の応急、復旧、復興までの総合的な対策、当然ここに入って来るんですよ。それよりは生命を守ると言う事は、当然生きてると言う事を考える事は、死があると言う事の意味を問う、死を考える事によって生きてる事の大切さを考えると言う事に、私は思うと同じ価値を持っているものだと思いますので、敢えて言う必要が無いというのも分かりますけれども、ちょっと具体的に言われたように、この条例で書くべきかどうかという事は、躊躇いがありますが、ある意味では生命をという事を言えば言うほど、やはり現実起こっている事に直視する、或いは更にそれより我々が今準備している事より以上の事が起ころうとしている事に関しては、いろんな事を冷徹に考えておいた方がいいんじゃないか、単なるスローガンにしないと言う事は非常に大事な事であると言う風に思っています。

(青木委員)

今回は出られないので、最初に県民の責務というのではなくて、県民の生命、身体、財産にかかる権利というくだり、そういうものの出発ところは、一人一人の個人の尊厳と憲法では言うんですけど、個人の尊厳というのは、そう言うので言ったら趣旨のところに岡村会長がちょっと引用した部分のあとに、それをだから目的はそうだけれども、現実には生命の尊厳を大事に大切にして、要するに起きた後も進行する際も、またはその後生きてるそれぞれ生き残った人間がどうするかという事についても、そう言う事から学びつつ行くと言う事は貫かれる。それはトリアージのところの考え方とも繋がるから、どこまで入れられるか。多分いま聞いている限りだと具体的な遺体の処理のどうするこうするとかで言う事で、そこで尊厳が損なわれるかどうかというよりは、生命の尊厳が失われた、生命が失われた場合に我々の心の中にその尊厳がどんな形で伝えられ、残っているのかと言うのを受け止めなければいけませんよという事になるでしょう。だから個人の尊厳で言えば、命の尊厳を受け止めて、我々がその後の復興計画やそれからの生活を頑張ってやりましょうと言う事だとは思いますが、防災文化みたいな中で言えばそう言う面も出て来るかなと、防災教育とか防災文化というのは引き継ぐべきでしょう。後は現実的にはトリアージは何故トリアージという考え方が何故出て来るかというのが、今日は生き残ると言う、それぞれが生き残る事は、大事なんだけど現実的には尊厳を維持するためには、そういう最終的な順序付けを、命に順序付けをしなければいけませんよというところは、どこから来るかと言うと、そう言う事から来るのかなと思います。それが命、生命、身体、財産というのがあるんですから、生命の、生き残ると言う事を優先する結果になります。だけどそれで失われたものを、さっと水に流してではないけど、捨て去ってではなくて、そこで失われたものを我々はきちんと受け止めて、社会復帰が出来る、復興ができる、生きていかなければいけないと言う事だと思っています。

(上田委員)

生命の尊厳という意味には、今ご意見が出ておりました様に、トリアージのこの規定の表現が限度じゃないかと思います。だから生き延びるために、逆に言えば死亡される人があるかもしれないと言う事を言っているんですけど、あくまでも生き延びる為のというように捉えられるんじゃないかと思います。その辺が、人の死に対する現実の条例としては限度だろうと。これが、死んだ後の、心のケアとか、遺体に対する尊厳だとか、非常に大事な事ですけども、どう考えても、この条例の最後の、人の終末の最後の最後まで含めるべきかという、ちょっと抵抗があります。

(岡村会長)

死のこともそうですけど、ちょっと疑問の意見でもあると思うんですが、病院関係者に多いんです

が、やはりその終末医療の担当の方も 1 個 1 個に丁寧に対応して死を迎える。その瞬間を迎えるわけです。その時に災害が発生した時に、私どもの場合は、そのトリアージの考え方があると言う事ももちろんお伝えしますし、それからもちろん死とかそういう事は感覚的には分かっている訳ですけども、むしろ生を選ばなければいけない。苦痛を助けられない場合は、生を選ばなければいけないと言う医療従事者はある訳ですね、非常にきびしい現実に、我々もどっかの対応をされる訳です。でも介護の方はそこで私はそういう患者さんの中から、この人とこの人について、私はそんな事は出来ませんとおっしゃるんで、それは医療従事者としては、おかしい。それなら貴方も一緒に流れて死ぬんですかという話になるんで、それはあり得ないんですよ。やってはいけないんですよ。それは生の尊厳であるし、生命の尊厳が何であるかを厳密に考えれば、私はそれは出来ませんで考えないというのは、とんでもない医療従事者だと、私は思っております。もちろんだからといってこの条例づくりの中でどこまでそれを提案するかというのはあるんですが、ただ、我々が面している事が数千人にも及ぶような相手です。死者が。その時に生命という事を言うのは、心地よいし、ですがその生命を考えれば考えるほど、その死との区別、その死というのをどのように受け入れるのかという事も予め考えないのではなくて、考えておかないといけません。その事をどこかに生をいうなら、生命を書くなら、その死の分というのも何らかの表現があっていいのではないかと。そこからまた更にフィードバックして、だったらそれをやらないために、次にまたどう、なぜそのやっておかなければいけないのかという事は戻って来ると初めて見えて来るのではないかとと思うからです。感覚的な心配になっているんですけど、その医療従事者の中に、そういう反応の人は多いのでこれは辛いなと思っているところです。

(多賀谷委員)

実は私は学校やっている訳ですけどね、今のお話で気がついたことと申しますか、やり方とか考えてる事をちょっと簡単に話させて貰いたいんですが、いまほとんどが県民の生命、身体、財産と、こういうこれらのものという目的でやっている。我々がこうやっているのは、どちらかというところすぐ財産の方から来る訳ですよ。ですから非常にやり易いというか、ある意味やり易い訳ですけど、ところが実際には、例えば私が、あちこちで今こんな話をさせてもらう時に、私は必ず入口として入るところは、生命の話から入るんですよ、必ずそうしているんです。いろんな方法がありますから、例えば神戸でこんな事実があったとかですね、或いは地震の一週間後に神戸に行った時に、全く私には関係ない人なんですけどね、身内をオーバーしながら泣いている人がいましたけれど、そういうのをみるとやはりそこが原点だと思うんですけどね。という風に私は生命という所から必ず入る事にしています。現実的には、こういういろんなそれを守るためにこうやってこうやることがあるんですよという説明をその後でしていくと言うやり方を必ずやっているんですけどね。そう言う事なんですけど、たださきほどから皆さんが仰っているとおり、非常にこう触りにくいところであるのは間違いないので、どの程度まで取り上げて考えるのか、現実にはそれは、例えばインド洋津波のように、一ヵ月後に行っても、まだあるわけですよ。私が行ったのはスリランカですけど、それでも政府の偉い人に招かれていて、その壁に一人一人の死体の写真が並んでいる訳ですよ。貼り付けている訳ですよ。そういうのは、要は人間もある意味では、ちょっと言葉が悪いですけども、災害廃棄物といいますか、そんな感じにまでなってしまうんですよ。そういうのを見るとやはり原点はこれだなという気が、私はします。強くします。という事で、どこまで取り上げるのか、どう言う風にするのか、それは非常に難しいんですけども、おそらく他県の例では確かに条例としてそこまで言っているのはまずないでしょうね。そう言う事で考える必要はある、議論する必要があると私は思いますけれどもね。

(岡村会長)

はい、ありがとうございます。他にございますか、時間も大体いいところでございますけども。じゃひとまず、今日はこれくらいでという事で、今日は、それぞれのところでそれぞれの議論を具体的にしたので、再度皆様からご意見をいただきたいと思っております。

次回の検討会は、今の宿題プラスパブリックコメントでこの条例案をまとめて行きたいと言う事なんです、今後の日程についてのご説明をお願い致します。

(事務局)

今後の日程についてのご説明をさせていただきます。次回の第 16 回の検討会については、既にご連絡を差し上げているところなんです、10 月の 15 日月曜日を予定しております。1 時半から 4 時 50 分までという事で、この会場でお話したいと言う風に思っています。ちょっとスケジュールが非常にタイトになって来まして、この条例案についてもパブリックコメントに書けると言う事で、概ねそのスケジュールをみながら逆算しているんな会、庁内調整、或いは検討会というのを開いていくと言う事で、委員の方には非常に御迷惑をお掛けしているところです。

それから本日色々ご意見を頂きましたが、事務局の方でまた整理をして次回の会の方に出させていただきますと思いますが、最後の部分については非常に難しい問題です。なかなか事務局の方で、これがいい案ですよという事で、次回出すと言うのは現実的にはちょっと難しいのかなと、それぞれの委員の方の思いという事もあるかと思しますので、出来ればその思いを形にして頂ければという風に考えております。どこまでこの条例で踏み込めるかという風な事も皆さん議論をして頂いたところですので、そこはやはり形になってみないとこれから先の議論、抽象的な議論では、なかなか進まないと思しますので、一つ形にしてそれを基に議論をして行くと言う形になろうかと思します。それを事務局の方でまた考えて来ますけど、なかなかその思いまで含めて書いてくると言うのは、ちょっと難しいと思しますので、それぞれの委員の方については、その案をこうやればいいんじゃないかというのがあれば、事務局の方に今月中位に出して頂ければというお願いです。なければなかなかそのスケジュールの関係上、根本的な事まで踏み込んで書いてくると言うのは、現実的には難しいかもしれません。スケジュールも含めて一度お話をさせて頂きましたので、是非宜しくお願い致します。

(岡村会長)

はい、ずいぶん長くなりましたけど、次回宜しくお願いを致します。どうも今日はお疲れ様でした。